区のおしらせ No.457

昭和51年2月5日発行 東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号） 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

ちびっこのお城＝児童館

千代田区には「ちびっこのお城」の児童館が3か所にあります。

それぞれの児童館では、映画会や卓球大会など毎月いろいろな行事が行われています。また、クラブ活動も盛んです。

まだ、児童館に行ったことのないちびっこは、一度遊びに来てください。

西神田児童館	西神田1－3－4	☎294－0631
神田児童館	神田淡路町2－9	☎253－6021
富士見児童館	富士見2－3－6	☎262－1040

写真：“ジャンボかるた„ではりきるちびっこたち（富士見児童館）

区政のことなら何でも
区政案内相談コーナーへ（区役所玄関ホール）

昨年十月末に〝区政のことなら何でもお尋ねください〟と、区役所一階（玄関を入ったホールの左側）に「区政案内相談コーナー」が開設されました。

開設以来三か月を過ぎましたが、昨年十二月末までに八百人を越える人々が、利用しています。

この「区政案内相談コーナー」は〝ある用件で区役所に来たけれど、どこの窓口に行ったらいいのかわからない〟〝区にこんなことをしてもらいたい、こうしたらどうか〟〝区のことについて調べたい〟など、区政に関することなら何でも、案内や相談に応じ、また苦情や要望もお聞きしています。

そして、直接、担当課の窓口まで行かなくてはならない用件の場合以外は、コーナーから照会したり、担当課の職員がコーナーに出向いて説明するなどして、コーナーで用件がすむようにしています。

相談の中には、「朝鮮人参の効能が疑わしい」「会社を廃業したいがどんな手続きをしたらよいか」「歯の治療を受けたのに、短期間でまた悪くなった。高い治療代を払ったのにどうしたらよいか」など、区政に直接関係のないものもあります。

このような問題でも、コーナーでは関係先に問合わせるなどして、できるだけ納得のいく回答をするようにしています。

また、区政に関する資料をそろえ、区のことについて調べたいひとなどのお手伝いもしています。

区政案内相談コーナーへの直通は262－9669

夜間や日曜日もどうぞ

区政のことについて知りたいこと、言いたいこと、相談したいことがあるけれど、区役所まで行く時間がなかったり、いそいでいるときには、区政案内相談コーナー直通の「広聴電話」をご利用ください。

この広聴電話はコーナーの職員が応対しますが、昼間だけではなく夜間や日曜・祝日にも利用できます。

夜間や日曜日などには、電話をかけた方の声を自動的に録音して後日お答えします。ですから、ご住所とお名前、電話番号を言うのを忘れないでください。

敬老入浴券　有効期間は三月までです

区では、昨年、区内に住む六十五歳以上の希望者に〝敬老入浴券〟を差上げましたが、この入浴券の有効期間は三月三十一日までです。

この有効期間を過ぎると使用できなくなりますので、まだ券をお持ちのひとは、無駄にならないように使ってください。

なお、お手持ちの券が不要のひとは、お手数でも福祉課の窓口か出張所、老人福祉センターの窓口にお返しください。

優良従業員を表彰します

区では、区内の中小企業で働く勤務成績の優良な従業員を三月十六日（火）千代田区公会堂で表彰します。

推せん基準はつぎのとおりです。

推せん基準

区内の中小企業の従業員で、五年以上同じ事業所に勤め、他の模範となるひと（すでにこの表彰を受けたひとは除く）

商店会長、業種別商工団体代表者の推せんするひと

ただし、商店会、業種別商工団体に加入していない事業所の従業員は、町会長か東京都中小企業事業所定着指導員の推せんになります。

推せん書の提出期限

二月十四日（土）までに規定の推せん用紙に記入して商工課商工係まで提出してください。

くわしいことは、商工課商工係まで問合せてください。

移動相談を行います

2月24日㈫万世橋区民会館で

区では、税務や法律のことなどの各種の無料相談を行っています。このたび、あなたの町で相談に応じる〝移動相談〟を行います。

とき　二月二十四日（火）午後一時から四時まで

ところ　万世橋区民会館

相談内容と相談相手

法律相談――弁護士

人権・身の上相談―人権擁護委員

税務相談――税理士

区政に関する相談――区職員

問合せは広報課区民相談係へ。

生活用品交換即売会

出品を受付けます⇒二月十六日・十七日
即売会は⇒二月二十六日

みなさんの家庭に眠ってしまっている生活用品を持ち寄って、もう一度生かそうと「生活用品交換即売会」が開かれますが、区ではこの即売会に出品する生活用品を受付けます。

●出品受付
受付日　二月十六日(月)と十七日(火)の二日間、午前十時から午後三時まで
受付場所　区役所十階会議室
出品できるもの
・衣類（セーター、ズボン、肌着、子供服など）
・雑貨（石けん、陶器、皮・ガラス製品など）
・食料品（調味料、缶詰、酒類など保存できるもの）
・その他の生活用品（シーツ、タオル、台所用品、スポーツ用品など）
出品できないもの
動・植物、背広、フトン、貴金属、骨とう品、生鮮食料品、医薬品、営業用在庫品や持運びできない大型のもの
価　格
原則として新品価格の六割を目安として出品者の希望する価格
●交換即売会（入換制）
とき　二月二十六日(木)
第一回目　午前九時三十分から十一時三十分まで
第二回目　午後一時から三時まで
即売場　区役所十階会議室
なお、出品と即売会に参加できるのは区民の方に限ります。
くわしいことは、環境課環境係に問合せてください。

住民基本台帳の定期調査を行います

区では、住民基本台帳の定期調査を実施します。

この調査は、住民基本台帳法に基づいて毎年行われるもので、区民のみなさんの居住の実態が、住民基本台帳に正しく記録されているかどうかを調査し、この台帳の記録が正確にたもたれるようにするためです。

調査は、二月から三月にかけて行われ、調査項目は住所、氏名、生年月日など住民票に記載されている事項です。

この調査について、区民のみなさんのご協力をお願いします。

箱根の千代田荘

土曜日は二室まで●三月利用分から

箱根の千代田荘は、利用希望者が多く、希望する日に利用できない方もいるのが現状です。

現在でも、とくに利用希望者の多い土曜日のうち第一・第二土曜日については、利用申込みを一人二室(八名)までに制限しています。

これは、千代田荘を家族単位、小グループでなるべく多くのひとに利用してもらうためです。

くわしいことは、区民課区民係に問合せてください。

の宿泊申込みを一人二室(八名)までに制限します。

くらしの豆知識

訪問販売

私たちは普通、買物をするとき、店頭に行っていろいろな商品の中から、気に入ったものを選んで買っています。

しかし、そういった時間の余裕のないときなど、セールスマンが商品やパンフレット類をもって、家庭や職場を訪問する、"訪問販売"を利用することも少くありません。ただ、こういった訪問販売は、品物を買うとき、他のものとの比較ができないので十分な慎重さが必要です。とくに、衛生用品、化粧品、消火器、ガスもれ警報器、表札、健康食品、教育機器などに苦情が多いようです。

訪問販売の利点と注意点
利点
・買物の手間、時間がはぶける
・オリジナル商品や地域的に限られた品物が買える。
・店頭で買いにくいものでも気安く買える
・遠隔地に住むひと、老人、身体の不自由なひとに便利
注意点
・商品の種類が限られる
・店頭にない商品も多いので、価格の妥当性が判断しにくい
・アフターサービス、品質保証が不明確
・返品や契約解除が困難
トラブルの予防のために
・玄関に入れる前に、訪問の目的を聞き、必要がなければ断る
・公共機関の名を言ったときは、身分証明書の提示を求める(公共機関は特定商品の販売や推薦はしていません)
・一般家庭にガスもれ警報器や消火器の設置義務はありません
・「近所はみんな買った」などと言ったときは確めてみる
・その場ですぐ決めないで、相談する時間をもつ

人事異動・十二月二十四日付

（　）内は旧職

課長級　保健衛生部保健課長―千葉貢義（主税局総務部企画課主査＝昇任）　麹町保健所総務課長―高橋弘之（神田保健所総務課長）　神田保健所総務課長―村田俊夫（保健衛生部保健課長）

「きれいな選挙」「お金のかからない選挙」をめざして、公職選挙法が改正され昨年十月施行されました。

この新しい公職選挙法のねらいは、政治家や候補者等の選挙区内での寄付行為が禁止され、また有権者も政治家などに寄付の勧誘または要求をしてはならなくなったこと。また、看板やポスター等の掲示が制限されたことが主なものです。

法律が改正されてから、区選挙管理委員会には区民のみなさんからいろいろな問合せが来ていますが、今号から三回の予定で、改正点についての疑問にお答えします。

お金や品物を贈ることはすべて禁止、求めてもいけません

問　こんどの改正で、議員や知事、区市町村長など現職にあるひとや選挙に立候補しようとしているひとは、選挙区内のひとたちに寄付をしてはならないことになったそうですが、どんな種類の寄付が禁止されたのですか。

答　政党や親族(六親等以内)に対するものなどを除きいっさいの寄付が禁止されました。たとえば、落成式・卒業式・結婚式などに招かれて、金一封を包んだり、葬儀のときに盛花や花輪香典等を出したり、開店祝いに花輪を贈ったり、お祭りや町内会の行事などに寄付したりすることはできません。

つまり、日常いわれる寄付ばかりでなく、祝儀や香典・花輪・供花などの類まで含まれますから、相当に範囲が広くお金や品物を贈る場合のほとんどが該当することになります。

ただ、結婚式などのばあい、会費が決められていて、その会費を支払うことは差支えありません。また、会費制でないばあいでも、相手方との了解のもとに、提供された料理等に見合った実費程度のお金を支払うことまでも禁止するものとは考えられません。

問　町内会の催しものやお祭りなどのときに、有権者が議員などに寄付を依頼するのはかまわないのですか。

答　有権者が議員さんたちに寄付を要求することも法律違反になります。

寄付は、しても求めてもいけないことになったわけです。

公職選挙法の改正点…①

寄　付

贈っても、受取ってもいけません
求めてもいけません

選挙の浄化が大きなねらい

問　なぜ、こんなに寄付をきびしく制限することにしたのですか。

答　これまで、選挙区内のひとたちとのつながりを無くさせないために、日頃からいろいろな名目で寄付が行なわれ、このことが選挙にお金がかかる最も大きな原因といわれてきました。

もちろん、これまでも選挙に関し寄付をしてはならなかったのですが、こんどの改正で、選挙に関係あるなしにかかわらず寄付を制限することによって、お金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化をはかることを大きなねらいとしているのです。

親友の家族などにも寄付はできない

問　それならば、親友のこどもの結婚や卒業などに対するお祝いや、親友の葬儀のときの供花などはさしつかえないように思われますが、この点はどうでしょうか。

答　改正法では、たとえ親友に対するものでも、そのひとが選挙区内のひとならばやはり禁止されています。

他人の名儀を借りてもいけない

問　議員や知事・区市町村長などの現職にあるひとや選挙に立候補しようとしているひとが、自分の奥さんや友人の名前を借りて寄付することは違反になりますか。

答　名前を借りるといっても本当は奥さんや名前を貸したひとがお金や品物を出しているのではなく、本人が出しているわけですからやはり違反になります。

お返しは慣習の範囲内で

問　香典返しなどのように、お返しは寄付になりますか。

答　香典返し、結婚式の披露宴への招待、出産祝いのお返し、快気祝い、法事の供物(料)に対するお返しは、社会慣習上定着した一種の義務的な性格を持つもので社会通念上もらったものに見合ったものを提供することは、いわば債務の履行に相当するものと考えられます。従ってここに掲げたものについてだけは、寄付の中に含まれないものとされました。

酒食の提供も違反

問　議員等が、自宅に来た選挙区内の有権者にお酒などを出してもてなすことはかまいませんか。

答　それも違反になります。寄付というのは、お金を出すことばかりでなく、品物を提供することも含んでいますから、酒食を選挙区内の有権者に提供することはできないのです。特に、酒食の提供は場合によっては、買収供応になることもありますから、ご注意ください。

児童手当のあらまし

児童手当にはいろいろな種類があります。三人以上のこどもがいる家庭に支給される「児童手当」、心身に障害のあるこどものいる家庭に支給される「障害手当」などです。

しかし、これらの手当は、申請があって初めて支給されます。

そこで、児童手当のあらましについてご紹介します。

児童手当

対　象

十八歳未満の児童を三人以上扶養している家庭で、三人目以降の児童が義務教育終了前の児童

保護者が日本人以外のときは、特別手当として支給されます。

手当額（月額）

五千円（一人につき）

申請に必要なもの

・保護者名義の預金通帳
・国民年金、厚生年金、船員保険、共済組合などの証書か手帳
・印かん

障害手当

対　象

二十歳未満の心身障害児で、つぎに該当する児童

・精神薄弱で「愛の手帳」一、二、三度の児童
・身体障害児で「身体障害者手帳」一、二級の児童
・脳性麻ひ、または進行性筋萎縮症の児童

手当額（月額）

五千五百円（一人につき）

申請に必要なもの

・保護者名義の預金通帳
・愛の手帳か身体障害者手帳
・印かん

育成手当

対　象

つぎに該当する義務教育終了前の児童

・父か母が死亡、生死不明、または法令により一年以上拘禁されている児童
・父母が離婚した児童
・父か母に一年以上遺棄されている児童
・父か母に「身体障害者手帳」で一・二級程度の傷病がある児童
・母が婚姻によらないで出生した児童

手当額（月額）

三千五百円（一人につき）

申請に必要なもの

・保護者名義の預金通帳
・戸籍謄本
・印かん

児童扶養手当

対　象

義務教育終了前で、つぎに該当する母子家庭などの児童（心身に中度以上の障害のある児童は二十歳未満）

・父が死亡・生死不明・廃疾の状態にある児童
・父母が離婚、もしくは母が婚姻によらないで出生し、父から認知されていない児童
・父が法令により一年以上拘禁されているか、父から一年以上遺棄されている児童

手当額（月額）

一人のとき、一万五千六百円
二人のとき、一万六千四百円
三人以上のときは、一人増すごとに四百円を加算

申請に必要なもの

・戸籍謄本
・印かん

特別児童扶養手当

対　象

心身に重度・中度の障害があり二十歳未満でつぎに該当する児童。

●身体障害者で「身体障害者手帳」一、二、三級程度の児童
●精神の発達が遅れ、「愛の手帳」一、二、三度の児童
●精神障害があり、日常生活に著しい制限をうける児童

手当額（月額）

・重度障害児　一万八千円
・中度障害児　一万二千円

申請に必要なもの

・戸籍謄本
・愛の手帳か身体障害手帳
・印かん

●手当の所得制限

それぞれの手当には、保護者などの所得制限があります。

所得限度額は左の表のとおりですが、くわしいことは係まで。

扶養人数＼種類	児童手当 児童障害手当 児童育成手当	児童扶養手当 特別児童扶養手当
0人	2,046,000円	1,712,500円
1人	2,266,000円	1,932,500円
2人	2,486,000円	2,152,500円
3人	2,706,000円	2,372,500円
4人	2,926,000円	2,592,500円

●この表の額は、給与所得者の場合（給与所得控除後の額）事業所得者

●手当の支給

これらの手当は、申請のあった月の翌月分から年三回に分けて支給されます。

児童手当
障害手当・育成手当

二月、六月、十月に手当を受けるひとの預金口座（銀行・信用金庫など）に振込まれます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

一月、五月、九月に郵便局から支払われます。

これらの手当は、申請がないと支給されません。

申請用紙は、厚生部管理課の窓口にありますので、それぞれの手当の〝申請に必要なもの〟を用意して申請をしてください。

なお、所得制限や対象などについて、わからないときやくわしいことが知りたいときは厚生部管理課児童係（内線314・315）へ

商店と工場の無料経営診断

区では、商店と工場の無料経営診断を行います。

専門の先生が直接うかがい、適切な指導をしたり、いろいろな相談にも応じてくれます。お気軽に申込んでください。

●商店の経営診断

商品の陳列、照明、接客技術、店舗、販売促進、労務などお店の経営についての相談と診断を行います。

とき　三月中（申込者の希望日）

診断店舗数　十店舗（先着順）

診断料　無料

●工場の経営診断

経営資材、金融、得意先対策、労務、生産管理など工場の経営についての相談と診断を行います。

とき　三月中（申込者の希望日）

診断工場数　十工場（先着順）

診断料　無料

●申込み　どちらも商工課商工係で先着順に受付けます。

くわしいことは、商工課商工係まで問合せてください。

国民年金を担保にした貸付

国民年金（福祉年金は含みません）の受給権を担保にしてお金が借りられる制度があります。

貸付額　十万円から七十万円（年額の一年半分が限度）

利率　年八%

申込期間　二月十四日まで（三月二十七日にお金が借りられます）

申込み　銀行、相互銀行、信託銀行、信用金庫の窓口で受付けていますので、くわしいことは各金融機関へ。

なお、前号で国民年金の福祉年金も対象に含まれるとお知らせしましたが、福祉年金は含まれませんので、お詫びして訂正します。

私立幼稚園児のいる家庭に補助金を支給します

私立幼稚園に通園している幼稚園児の保護者に、補助金が支給されます。

申請期間は二月二十八日(土)までです。（申請には園児の在学証明と印鑑が必要です）

金額（月額）

四歳児　千百二十五円

五歳児　二千百二十五円

申込み・問合せ　総務課総務係

金融機関での年金支払いには証明が必要

現在、国民年金の支払いは、年金を受給されるひとの希望した金融機関などで行われています。

ことしから、支払いの正確と敏速をはかるために、金融機関での年金支払いを希望するときや、金融機関を変更するときには、その金融機関の預金通帳の記号番号の証明印が必要になりました。

証明がない場合は、本人名義の預金通帳を国民年金課窓口に持参してください。

くわしいことや、不明な点は国民年金課まで問合せてください。

高校進学生・在学生に奨学資金を

区では、ことしの四月から都内の高等学校に進学する中学生と、現在、高等学校に在学しているひとを対象に奨学資金をお貸しします。

学費などでお困りのひとは、気軽にご利用ください。

奨学資金は月額八千円です。昭和五十一年度の申込み受付は二月二十八日までです。

詳細は厚生部管理課児童係まで。

昭和五十一年度の入札参加願いを受付

昭和五十一年度中に、千代田区が発注する工事請負や物品の供給など、区と取引きをしたい方の〝入札参加願い〟を受付けます。

なお、五十年度に入札参加願いをした方は、その資格が五十一年度も継続しますので、今回の申請は、必要ありません。

受付期間　二月十六日から三月三十一日までの午前九時から午後五時まで（土曜日は正午まで）

申請用紙　東京都と同一様式

受付場所・問合せ　経理課契約係（区役所六階）

2月の休日診療当番医

8日	東京警察病院	富士見2-10-41	☎263-1371
	松本小児科医院	猿楽町2-6-6	☎292-8806
11日	船津診療所	麹町4—5 第7麹町ビル6階	☎263-3569
	神田医院	鍛冶町1-8-14	☎252-8896
15日	山梨医院	九段北1-7-7	☎261-2809
	新井医院	鍛冶町1-4-7	☎254-1501
22日	飯田橋診療所	飯田橋3-9-6	☎263-1800
	山崎医院	神田神保町2—2	☎261-2588
29日	永井医院	九段南4-6-13	☎261-1777
	赤松内科医院	鍛冶町2-2-9	☎256-2907

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。
2月15日の加賀小児科医院は、都合により新井医院に変更になりました。

「わたしの便利帳」の訂正

七十五年版「わたしの便利帳」に誤まりがありましたので、お詫びして次のように訂正します。

訂正箇所　十ページ　万世橋出張所の住所　外神田一—一—十一
十三ページ　神田保健所の電話番号　☎二九一—三六四一

青果物消費者サービスデー
2月19日(木)・3月4日(木)

豚肉の産地直送販売
2月24日(火)

魚の消費者サービスデー
二月の第二水曜日は休日ですので第二木曜日になります
2月12日(木)・2月25日(水)

千代田図書館 新着フィルム試写会

千代田図書館の視聴覚ライブラリーでは、新しく購入した十六ミリフィルムの試写会を開きます。

●一回目
とき　二月十四日(土)　午後一時三十分から三時三十分まで
上映作品
(1)スキー検定のポイント
(2)煙から命を守るために
(3)手をつなぐなかま
(4)オリエンテーリングのすべて

●二回目
とき　三月六日(土)　午後一時三十分から三時三十分まで
上映作品
(1)小さな五つのお話
(2)彫る棟方志功の世界
(3)草原のわんぱくそうどう

場所は、どちらの日も区役所十階の会議室です。
定員は百五十名(先着順)ですので当日、直接会場においでください。
問合せ　千代田図書館視聴覚係 ☎264―〇一五一(内線449)

図書館視聴覚ライブラリー利用者の声を聞く会

千代田図書館では、視聴覚ライブラリーを利用されるみなさんの感想や意見などをお聞きし、さらにライブラリーを充実していくために、「利用者の声を聞く会」を開きます。

とき　二月十九日(木)　午後二時から四時まで
ところ　区役所六階会議室
定員　四十名(先着順)
申込み・問合せ
参加を希望するひとは、二月十四日(土)までに千代田図書館視聴覚係 ☎264―〇一五一(内線449)へ申込んでください。

区立総合体育館からのお知らせ

プールは、水泳初心者講習会のため、つぎの日時の個人利用を中止します。
2月24日(火)、27日(金)、3月2日(火)、5日(金)、9日(火)、12日(金)の午後6時から8時(第4回)

アーチェリー(初心者)講習会

初心者を対象にした講習会です。

とき　三月十六日(火)、十七日(水)　十八日(木)、二十日(土)　午後六時から九時まで
ところ　区立総合体育館弓道場
定員　四十名(先着順)
参加資格　区内在住・在勤・在学者(初心者に限る)
参加費　無料
申込み・問合せ
二月十二日(木)から社会教育課体育係で受付ます。

卓球講習会

とき　三月十日(水)　十二日(金)　十七日(土)　二十四日(水)の五日間午後六時から九時まで
ところ　区立総合体育館卓球場
定員　五十名(区内在住・在勤者)
受講料　無料(ただし、テキスト代として実費百五十円を負担していただきます)
申込み　二月二十日(金)までにテキスト代を添えて社会教育課体育係まで申込んでください。定員になり次第締切ります。

アーチェリー大会

とき　三月十四日(日)　午後一時から
ところ　区立総合体育館弓道場
種目　十五㍍級及び三十㍍級(それぞれ一人三十六射)
参加資格　区内在住・在勤・在学者
参加費　無料
申込み・問合せ
二月十二日(木)から社会教育課体育係で受付ます。なお、当日会場でも受付ます。

剣道大会

とき　三月十四日(日)午前九時から
ところ　区立総合体育館剣道場
種目
・個人戦　小学生の部、中学生の部、初段以下の部　二・三段の部　四・五段の部　女子の部
・団体戦　一チーム五名
問合せ
くわしいことは、社会教育課体育係へ問合せてください。

野外こども会(二月)の変更

二月十八日(水)富士見(児)は富士見出張所下ピロティーに変更、東郷公園は工事のため中止します。

心身障害者と家族の映画観賞会

とき　二月二十二日(日)　午後一時から
ところ　富士見福祉会館(千代田区富士見二―三―六、国電・地下鉄・バスとも飯田橋下車)
上映作品　「にっぽん美女物語」
会賞　無料
くわしいことは、富士見福祉会館 ☎262―一〇四五へ問合せてください。

麹町こども会

とき　二月二十五日(水)　午後二時から
ところ　番町区民会館区民集会室
内容　かげ絵「機関車ヤエモン」かげ絵クイズ、わらべうたなど

児童館だより

●富士見児童館
すもう大会・初場所
二月十四日(土)　午後二時三十分から
出場する力士と役員を募集します。

●神田児童館
こどもゲーム大会
二月二十一日(土)　午後二時三十分から
室内でできるジャンケンずもうなどです。

保健所だより

麹町保健所（丸の内3-5-1）
☎212－5008

神田保健所（神田錦町3-10）
☎291－3641

育児学級

麹町保健所地区の母親を対象に育児学級を開きます。

とき　二月十九日(木)　午後一時三十分から三時三十分まで

ところ　麹町保健所分室（富士見二―二―十四森山ビル内）

対象　昭和五十年七月と八月生れの乳児をもつ母親

子宮がん検診（無料）

区内に住む三十歳以上の婦人を対象に子宮がん検診を行います。

とき　三月十九日(金)　午後一時から二時まで

ところ　東京都がん検診センター

定員　二十五名（先着順）

申込方法　はがきに住所・電話番号・氏名・生年月日・職業および「子宮がん検診」と記入し神田保健所予防課業務係に申込んでください。

胃の集団検診（無料）

区内に住む三十五歳以上のひとを対象に胃の集団検診を行います。

とき・定員（先着順）
・三月五日(金)　二十五名
・三月十五日(月)　五十名

時間はどちらも午前十時

ところ　東京都がん検診センター

申込方法　はがきに住所・電話番号・氏名・生年月日・職業および「胃の集団検診」と記入し神田保健所予防課業務係に申込んでください。

呼吸器系検診（無料）

現在、千代田区は大気汚染地区に指定されています。そこで、大気汚染から区民のみなさんを守るため、健康診査を行います。

この健康診査によって、早期発見・早期治療をしてください。

とき　三月三日(水)～五日(金)　午後一時三十分から三時まで

ところ　神田保健所

対象　十八歳以上の区民

検査内容　内科診察・肺機能検査　呼吸抵抗検査・尿検査・血圧測定

申込方法　神田保健所予防課業務係まで電話で申込んでください。

なお、昨年「特別健康診査」を申込まれたひとには、実施日（二月二十三日(月)から二十五日(水)）を指定した受診券を郵送しますので、指定された日に受診してください。

神田保健所からお知らせ

前号（No.456号、一月二十日号）の"保健所だより"でお知らせした《定期予防接種》（神田保健所地区の小学校入学予定者を対象にした種痘（第二期）とジフテリア（第三期））は中止になりました。

なお、接種該当者には直接、中止の連絡をします。

ネズミの一斉駆除 2月21日⇓27日

区では、伝染病の予防のためネズミの一斉駆除を二月二十一日(土)から二十七日(金)まで実施します。

ネズミの駆除は、町全体で一斉に行うことが効果的です。

ネズミを殺す薬剤を町会を通じて各家庭に配布しますので、隣り近所で話合って一斉に行うようご協力ください。

薬剤を配布するときに、使用方法を説明した説明書もいっしょに配布しますので、よく読んで使用してください。

なお、ネズミ取器も無料で貸出していますので、希望するひとは連絡してください。

くわしいことは、保健衛生部管理課衛生係に問合せてください。

確定申告はお早目に
説明会が開かれます

今年も税金の申告をする時期になりました。

区では税務署、都税事務所、商工会議所、青色申告会、税理士会と共同で確定申告についての説明会を次のとおり開きます。

期日	会場
二月十二日(木)	神保町区民会館
二月十三日(金)	万世橋区民会館
二月十六日(月)	神田公園区民会館
二月十七日(火)	番町区民会館
二月十八日(水)	富士見区民会館

所得税と同時に特別区民税、都民税（個人分）、個人事業税の申告もできます。また個人的な相談にも応じますので、どうぞご出席ください。時間は、各会場とも午後一時三十分から四時までです。

所得税の申告義務のあるひと

確定申告書に「住民税・事業税に関する事項」の欄がありますので、この欄に必要事項を記載すれば特別区民税、都民税（個人分）、個人事業税の申告をする必要はありません。

申告用紙は、税務署から送られた用紙を必ず使用してください。

所得税の申告義務のないひと

特別区民税・都民税（個人分）の申告義務のあるひとは区役所へ、個人事業税の申告義務のあるひとは都税事務所へ申出てください。用紙をお渡しします。

申告の受付期間

所得税・特別区民税・都民税（個人分）、個人事業税とも二月十六日から三月十五日までです。

なお、所得税の還付申告は現在も受付けていますので早めにどうぞ。

問合せ

麹町税務署☎294―四五五一
神田税務署☎294―四八一一
千代田都税事務所☎252―七一四一
区役所税務課課税第一係